

議案第73号

加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成28年12月1日提出

加西市長 西村 和平

加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 21 年加西市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

平成 28 年人事院勧告に準じ、扶養手当の支給対象区分の整理を行うもの。

【概要】

配偶者等に係る扶養手当額の改正に伴い、現行は子と孫についての扶養手当額は同額であるため「子及び孫」として同じ区分に規定しているものを、改正により手当額が異なるため、当該区分を「子」と「孫」に分離して別々に規定する。

「参考」

	配偶者	子	孫・父母等
改正前	13,000 円	<u>6,500 円</u> (11,000 円)	<u>6,500 円</u> (11,000 円)
改正後	6,500 円	<u>10,000 円</u>	<u>6,500 円</u>

下段の () 書きは、配偶者がいない場合の額